

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第94号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年10月11日 07時50分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市針尾島 ^{はりおひと} 人埼西方沖（針尾瀬戸） 長崎県西海市所在の針尾瀬戸弁天島灯台から真方位317° 1,800m付近 （概位 北緯33° 04.3′ 東経129° 44.3′）
事故等調査の経過	平成25年10月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 恵比須丸 ^{えびす} 、1.5トン NS3-502804（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 真幸丸 ^{しんこう} 、0.5トン NS3-405436（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船尾端に破口を伴う亀裂
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船長Aが操舵室の渡し板に腰を掛け、約10ノット（kn）の対地速力で手動操舵によって南進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を南西に向けた状態で漂流して一本釣り中、平成25年10月11日07時50分ごろ、人埼西方沖において、A船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。 船長Aは、B船に移乗し、横になっていた船長Bを抱え起こしたところ、船長Bの負傷を認めたので、携帯電話で救急車の手配を行い、両船共に自力で西海市小郡 ^{おごおり} の定係地へ帰った。 船長Bは、右こめかみ、右親指付け根に擦過傷及び打撲を負った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	A船は、約10knで航行しているとき、船首浮上による死角（視界が制限される状態）は生じず、船首方の見通しは良かった。 船長Aは、右舷側を追い越して行く船舶を見ており、船首方を見ていなかった。 船長Bは、船尾で船首方を向いて一本釣りをしており、衝突するま

	でA船に気付かなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、人埼西方沖を南進中、船長Aが、右舷側を追い越して行く同航船に注意を向け、船首方の見張りを行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、人埼西方沖において漂泊して一本釣り中、船長Bが、釣りに注意を向け、見張りを行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、人埼西方沖において、A船が南進中、B船が漂泊して釣り中、両船船長が見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・常時適切な見張りを行うこと。